

「縁（えにし）の紡ぎ手サポートプログラム」伴走支援委託業務仕様書

1 事業の名称

「縁（えにし）の紡ぎ手サポートプログラム」伴走支援委託業務

2 事業の目的

府内の公立中学校及び義務教育学校後期課程（京都市立を除く。）における探究学習の定着及び充実を図ることを目的とする。特に、企業等との連携による実践的な探究活動の高度化を推進するため、優良事例の創出、収集・整理及び横展開可能なマニュアルの整備を行う。

3 事業の期間

令和8年9月から令和9年3月まで（予定）

4 事業の対象

府内の公立中学校及び義務教育学校後期課程（京都市立を除く。）

重点校：8校程度（新たに探究活動に取り組む学校を想定）

実践協力校：5校程度（これまでに「きょうと明日へのチャレンジコンテスト」への参加実績がある学校）

5 業務の内容

(1) 関係機関との連携

本業務の実施に当たっては、府教育委員会及び関係市町（組合）教育委員会と十分に連携・協議を行いながら進めること。

特に、対象校の選定、支援内容の調整、取組の進捗管理及び成果の共有においては、各教育委員会との役割分担を踏まえ、適切に情報共有及び連絡調整を行うこと。

(2) 重点校への伴走支援

重点校（8校程度）に対し、以下の内容を含む継続的支援を実施する。

ア 主な支援内容

- ・探究テーマ設定の指導助言
- ・探究プロセス（課題設定、調査・分析、発表）の設計
- ・生徒への直接支援（ワークショップ等）
- ・企業・外部人材との連携調整

イ 実施方法（例）

- ・月1回以上の訪問支援（必要に応じてオンライン支援を併用）
- ・指導案、教材の提供
- ・提案型フィードバック

(3) 実践協力校からの知見収集

実践協力校（5校程度）の取組を分析・整理し、汎用化可能な知見として構造化する。

ア 収集内容

- ・探究テーマの設定プロセス
- ・学習成果の質
- ・指導上の工夫
- ・課題及び改善点

イ 成果物（府教育委員会が学校向けに配布可能な水準の品質で作成）

- ・成功要因の抽出
- ・課題失敗事例の整理
- ・再現可能な実践モデルの提示

(4) 成果発表（きょうと明日へのチャレンジコンテスト）への支援

府教育委員会が実施するコンテストの運営支援を行う。単なる発表機会ではなく、以下の機能を持つ構造とする。

ア 事例蓄積機能

- ・探究プロセスの記録（課題設定から結論まで）
- ・デジタルアーカイブ化
- ・後続校が参照可能な形式で整理

イ 思考深化機能

- ・審査及び講評における問い返し設計
- ・対話型評価（フィードバック重視）
- ・生徒の再考及び改善を促す仕組み

(5) 事例集・マニュアル作成

これまでの府教育委員会の探究学習及び隣接分野の内容に準拠した上で、重点校、実践協力校その他探究学習に取り組む学校の実践事例をもとに、探究学習の実施に必要な手順、方法及び留意点を体系的に整理し、探究学習に初めて取り組む学校でも実施可能な水準のマニュアルを作成する。

【構成要件（例）】

- ①探究学習の基本概念
- ②年間指導計画モデル
- ③探究プロセス（段階別手順）
- ④指導方法・評価方法
- ⑤企業連携の進め方
- ⑥成功事例・失敗事例
- ⑦実践チェックリスト
- ⑧よくある課題と対応策

6 受託者の体制

本業務を適切かつ円滑に実施するため、受託者は以下の体制を確保すること。

- (1) 本事業全体を統括する責任者を配置すること。
- (2) 探究学習及び学校教育に関する知見を有する人材を配置すること。

- (3) キャリア教育コーディネーター資格を有する者を3名以上配置し、学校と企業等の連携・調整、探究活動の設計支援及び伴走支援に従事させること。
- (4) 必要に応じて、外部有識者や企業等との連携体制を構築すること。

7 成果物の提供

本事業において作成・提出する成果物は以下のとおりとする。また、成果物は、冊子形式での活用を前提としたレイアウトとし、電子媒体により府教育委員会へ提供すること。

- ・重点校支援報告書
- ・実践協力校分析レポート
- ・探究学習事例集
- ・探究学習実施マニュアル

8 評価・効果測定

本事業の成果は以下の観点から評価する。

- ・探究学習の実施率・定着度
- ・生徒の思考力及び表現力の向上
- ・教員の指導力向上
- ・他校への波及の可能性
- ・企業連携の持続性

9 守秘義務の徹底

本事業において知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

当該情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用してはならない。

また、当該情報は府教育委員会が指定する時期に適切に廃棄しなければならない。

10 著作権等の帰属

- (1) 本事業に係る成果物をはじめとしたすべてのものの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利））は、府教育委員会に帰属するものとする。
- (2) 府教育委員会及び府教育委員会の指定する者に対し、著作者人格権（著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権））を行使することができないものとする。

11 協議を要する事項

この仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、府教育委員会と適宜協議を行うものとする。